

多久市建設工事等に係る最低制限価格の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、多久市が発注する建設工事（工事に係る業務委託契約を含む。）又は製造の請負契約締結に当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び多久市財務規則（平成11年多久市規則第5号）第90条第1項（第99条の規定により準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする業務)

第2条 最低制限価格は、競争入札により予定価格が250万円を超える工事（工事に係る業務委託契約を含む。）又は製造の請負契約を締結しようとする場合について適用する。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 建設工事の最低制限価格は、予定価格に100分の85を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 業務委託の最低制限価格は、次の各号に掲げる業務委託の区分に応じて当該各号に掲げる費用に100分の110を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 測量業務委託 直接測量費

(2) 地質調査・解析業務委託 純調査費

(3) 設計業務委託 直接原価

(4) 建築設計・工事監理業務委託 直接人件費及び諸経費の合計額

(5) その他の業務委託 直接人件費及び直接経費等の合計額

3 前項の規定により算出した額が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額から千円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とする。

(1) 予定価格の100分の85を超える場合 予定価格に100分の85を乗じて得た額

(2) 予定価格の3分の2に満たない場合 予定価格に3分の2を乗じて得た額

(最低制限価格設定の周知)

第4条 最低制限価格を設けたときは、当該競争入札の公告又は通知に最低制限価格の設定を明記し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

2 競争入札の公告又は通知に最低制限価格の設定を明記していないときは、当該競争入札を最低制限価格適用の対象としてはならない。

(予定価格調書への記載)

第5条 最低制限価格を設けたときは、当該予定価格調書に第3条の基準により算出した最低制限価格及び入札書比較最低制限価格を記載する。

(1) 入札書比較最低制限価格については、最低制限価格に110分の100を乗じ、円未満を切り上げて円単位まで記載するものとする。

(2) 予定価格及び最低制限価格(案)調書作成については、別記様式によるものとする。

(予定価格調書の封印)

第6条 前条により作成した予定価格調書は封書に入れて封印し、開札の際、これを開札場所に置かなければならない。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を伝達する。

2 入札書比較最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は、直ちにその者を失格とし、入札書比較価格から入札書比較最低制限価格までの範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

3 入札者全部の入札が入札書比較最低制限価格を下回っているときは、入札を取り止め、速やかに主管課の指示を受ける。

4 入札失格者に対しては、その根拠規定が地方自治法施行令第167条の10第2項にあることを説明する。

(入札結果の公表)

第8条 入札結果の公表は、多久市建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要領（平成13年多久市訓令第4号）によるものとする。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の多久市建設工事等に係る最低制限価格の事務取扱要領の規定は、令和7年4月1日以後に開札を行う工事から適用し、同日前に開札を行う工事については、なお従前の例による。

別記様式 （略）